

通所リハビリテーション 利用料金表

通所リハビリテーション利用料（1割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	715	850	981	1,137	1,290
食 材 費	556	556	556	556	556
リハビリテーション提供体制加算 ※1	24	24	24	24	24
サービス提供体制強化加算（I） ※2	22	22	22	22	22
入浴介助加算（I） ※3	40	40	40	40	40
1日当たりの利用料金	1,357	1,492	1,623	1,779	1,932
リハビリテーションマネジメント加算（イ） ※4	6月以内 560／月、6月超 240／月				
事業所の医師が説明し同意を得た場合 ※5	上記に加えて 270／月				
介護職員等処遇改善加算（I）ロ ※6	介護サービス費の合計の1,000分の111				

その他の加算

短期集中個別リハビリテーション実施加算 ※7	110	110	110	110	110
若年性認知症利用者受入加算 ※8	60	60	60	60	60

【別表 - 1 の利用料項目※1～8の内約】

- ※1 リハビリテーション専門職の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合に算定します。
- ※2 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である場合に算定します。
- ※3 入浴介助を適切に行うことができる人員、設備を有し、入浴中の利用者の介助を行った場合に算定します。
- ※4 リハビリテーション会議を開催し、通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直している場合に算定します。起算から6月以内は560円、6月を超えた場合は240円を算定します。
- ※5 上記に加えて、通所リハビリテーション計画について、事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た場合に算定します。
- ※6 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の111に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※7 退院（所）日、又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週におおむね2日以上、1日あたり40分以上の個別リハビリテーションを実施した場合に算定します。
- ※8 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1日につき算定します。

その他の料金

おむつ代	実費相当額
------	-------

通所リハビリテーション利用料（２割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	1,430	1,700	1,962	2,274	2,580
食 材 費	556	556	556	556	556
リハビリテーション提供体制加算 ※１	48	48	48	48	48
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※２	44	44	44	44	44
入浴介助加算（Ⅰ） ※３	80	80	80	80	80
１日当たりの利用料金	2,158	2,428	2,690	3,002	3,308
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ） ※４	６月以内 1,120／月、６月超 480／月				
事業所の医師が説明し同意を得た場合 ※５	上記に加えて 540／月				
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ ※６	介護サービス費の合計の 1,000 分の 111				

その他の加算

短期集中個別リハビリテーション実施加算 ※７	220	220	220	220	220
------------------------	-----	-----	-----	-----	-----

【別表－１の利用料項目※１～７の内約】

- ※１ リハビリテーション専門職の合計数が、利用者の数が２５又はその端数を増すごとに１以上である場合に算定します。
- ※２ 介護職員の総数のうち、勤続１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上である場合に算定します。
- ※３ 入浴介助を適切に行うことができる人員、設備を有し、入浴中の利用者の介助を行った場合に算定します。
- ※４ リハビリテーション会議を開催し、通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直している場合に算定します。起算から６月以内は１、１２０円、６月を超えた場合は４８０円を算定します。
- ※５ 上記に加えて、通所リハビリテーション計画について、事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た場合に算定します。
- ※６ 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合、１月の介護サービス費の合計の１０００分の１１１に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、１月につき加算されます。
- ※７ 退院（所）日、又は認定日から起算して３月以内の期間に、１週におおむね２日以上、１日あたり４０分以上の個別リハビリテーションを実施した場合に算定します。

その他の料金

おむつ代	実費相当額
------	-------

通所リハビリテーション利用料（3割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	2,145	2,550	2,943	3,411	3,870
食 材 費	556	556	556	556	556
リハビリテーション提供体制加算 ※1	72	72	72	72	72
サービス提供体制強化加算（I） ※2	66	66	66	66	66
入浴介助加算（I） ※3	120	120	120	120	120
1日当たりの利用料金	2,959	3,364	3,757	4,225	4,684
リハビリテーションマネジメント加算（イ） ※4	6月以内 1,680／月、6月超 720／月				
事業所の医師が説明し同意を得た場合 ※5	上記に加えて 810／月				
介護職員等処遇改善加算（I）ロ ※6	介護サービス費の合計の1,000分の111				

その他の加算

短期集中個別リハビリテーション実施加算 ※7	330	330	330	330	330
------------------------	-----	-----	-----	-----	-----

【別表 - 1の利用料項目※1～7の内約】

- ※1 リハビリテーション専門職の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合に算定します。
- ※2 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である場合に算定します。
- ※3 入浴介助を適切に行うことができる人員、設備を有し、入浴中の利用者の介助を行った場合に算定します。
- ※4 リハビリテーション会議を開催し、通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直している場合に算定します。起算から6月以内は1,680円、6月を超えた場合は720円を算定します。
- ※5 上記に加えて、通所リハビリテーション計画について、事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た場合に算定します。
- ※6 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の111に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※7 退院（所）日、又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週におおむね2日以上、1日あたり40分以上の個別リハビリテーションを実施した場合に算定します。

その他の料金

おむつ代	実費相当額
------	-------